

第7回 内閣府独立行政法人評価委員会 議事録

大臣官房政策評価官室

1. 日 時：平成15年2月19日（水） 14：45～15：05
2. 場 所：内閣府庁舎3階特別会議室
3. 出席委員：大森委員長、朝倉委員長代理、小野委員、出塚委員、東海委員、長倉委員、  
外園委員

4. 議事次第

- (1) 委員長の互選等について
- (2) 独立行政法人の役員の報酬等の支給基準の改正について
- (3) 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構業務方法書の一部変更（案）について
- (4) その他

5. 議 事

**武川政策評価官** それでは、引き続き、第7回「内閣府独立行政法人評価委員会」を開催させていただきます。

本日は、2月14日で任期が切れました大森委員長ほか4名の委員が、2月15日付けで引き続き委員に御就任いただいておりますので、改めて委員長が互選されますまでの間、議事の進行を私の方でさせていただきます。

まず、評価委員会令第4条第1項によりまして、改めて委員長を互選していただく必要がございますけれども、御賛同いただきますれば、委員長には大森委員に引き続きお願いしたいと思っておりますけれども、いかがでございますでしょうか。

（「賛成」と声あり）

**武川政策評価官** それでは、引き続き大森委員に委員長をお願いいたします。

では、これからは大森委員に議事の進行をお願いいたします。

**大森委員長** よろしく願いいたします。評価委員会令第4条第3項によりまして、委員長があらかじめ委員長代理を指名するということになってございまして、委員長代理には引き続きですけれども、朝倉委員をお願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

**朝倉委員** よろしく願いいたします。

**大森委員長** それでは、第7回の評価委員会を開かさせていただきますけれども、本日

評価委員会令の定足数を満たしておりますので、有効にこの会議は成立してございます。

早速議題に入らせていただきます。最初に、この独立行政法人の役員の報酬等の基準につきまして、評価官から御説明いただきます。

**資料1に基づき独立行政法人の役員の報酬等の支給基準を武川政策評価官が説明**

**大森委員長** ありがとうございます。以上の御説明でございますけれども、何か御質問等ございますでしょうか。

**東海委員** 知識として伺いたいのですけれども、民間企業ですと支給基準というのは、このレベルの方はこれのぐらいの報酬を差し上げるというような基準を設定するのですけれども、こちらの場合はあれですが、独法の場合には一般的にはそこに所属されている方がおられるときに支給基準を定めるという考え方になるのですか。

と言いますのは、私、国立公文書館の方は存じ上げないですけれども、常勤の理事の方がいらっしゃる形になっていますね。駐留軍の方は常勤の理事の方がいらっしゃるから、常勤の理事の支給基準が決まると。公文書館の方は、いらっしゃるから常勤の理事の支給基準は決めないという理解ですか。

**武川政策評価官** 定めているのは、国立公文書館の方で定めているわけでございますけれども、この非常勤と言いますのは、常勤と比べて週何日という形でございますので、週何日くるか勤務状況に応じて日割りで計算をさせていただいております。

**東海委員** というか、その個別の方の存在で支給基準を考えるという理解をしていくわけなのですねという質問なのですが。

**石堂総務課長** 御質問の趣旨なのですけれども、それは報酬の方ですか。

**東海委員** 私が見ておりますのは、資料1の上の役員の報酬の欄でございます。

**石堂総務課長** 基本的には、私ども公務員型の独法でございますから、一般職の職員の給与法に準じて、我々独法の方で役員給与規定をつくっております。例えば、館長であれば、職責に応じて一般職の指定職の何号俸相当という形で決めております。

非常勤の理事とか監事の方も、その職責に応じて指定職何号俸相当と決定し、それをベースにし、月何日出勤するか等の勤務状況を勘案して、これだけの月額を出しているという計算方式でございます。

**東海委員** そうすると、例えばここに理事（常勤）というのがいらっしゃったら、その数字が入るということですね。

**石堂総務課長** 常勤の場合はですね。私どもの方は、規程により非常勤しかおりませんので。

**東海委員** 非常勤しかいないのですか。わかりました。結構でございます。

**大森委員長** これで仮に我々が認めないということになると、国から来るお金がその分減ってくることになるでしょう。そうすると、中で内部努力することになるのですね。

**石堂総務課長** それは、予算措置はそれだけでしておりますので、当然不用で出すと。例えば、今年の例ですと、予算については改正前のベースで措置されておりましたけれども、改正で2%減額になりました。ですから、2%の分は既にいただいておりますので、その2%は当然今年度は返すというか、不用に出すという形になるかと思えます。

それで、最終の年度の段階で、それを利益に見るかどうかによりますけれども、見ていただけないのであれば、それは中期計画が終わった段階で返還するという形になるかと思えます。

**武川政策評価官** 今の点でございますけれども、独法の通則法によりますと、役員報酬につきましては、決めますのは独法の方で決めて、主務大臣に届け出ることになっております。評価委員会は、総理大臣からの通知を受けまして、この報酬基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、主務大臣に意見を申し出ることができるとなっておりますので、承認事項というわけではありません。

**大森委員長** なかなか全体が厳しくて、全体が下がっているのです。適正の下げ幅であるというふうに私ども大筋で理解をして、これによろしいのじゃないですかというふうに一応言えばいいのですね。

でも、下がっても従来どおり頑張っていたとということになると思うのですけれども、世間全体が厳しゅうございますので。

では、そういう形で、委員の皆様方この案によろしいでしょうか。よろしければ、私どもとしては了承するということにいたしますけれども。

(「異議なし」と声あり)

**大森委員長** では、恐縮ですけれども了承するということにいたします。

ありがとうございました。

それでは、労務管理機構の方の業務方法書の一部変更について、資料2がございまして、まずそれについて御説明を伺って審議をさせていただきます。では、お願いいたします。

**資料2に基づき駐留軍等労働者労務管理機構業務方法書の一部変更(案)を中島防衛施設庁業務企画課長が説明**

**大森委員長** ありがとうございました。何か御質問ございますでしょうか。よろしいで

しょうか。

**東海委員** この附則の日付はどうされるのでしょうか。

**中島業務企画課長** 本日は。

**東海委員** 前提に承認するわけですね。

**中島業務企画課長** はい。

**大森委員長** よろしいですか。今のような形でこれを改めるということで、御了承いただけるのでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

**大森委員長** それでは、そういう形にさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、今後の予定について資料3で御説明いただきましょうか。

**武川政策評価官** 資料3の方に、今後の御予定につきまして書かれている1枚の紙がございます。一番始めに、左側が評価委員会ございまして、右側の方に分科会がございます。一番上の3つ並んでいる箱が、2月19日、本日のところございまして、こちらの委員会では役員報酬等の支給基準の変更等々につきまして御審議をいただいております、分科会ではおのおの評価基準等を見直しいたしましたり、新たに設定したりということをやっていたわけでございます。

この右側に、国民生活センターと北方領土問題対策協会がございますけれども、これは今年の10月に発足する予定となっておりますので、それに向けまして、この評価委員会令という政令を3月末に改正させていただくことを考えております。

そういった関係で、独法が2から4に増えますので、委員の先生方の人数を7名から14名ということで、7名の方にまた新たに加わっていただくということを考えておきまして、任命されましたら、また評価委員会を開いていただきまして、新しい独法の中期目標でございますとか、業務方法書でございますとか、そういったものを御審議いただくことになると思います。

この公文書館と駐留軍に関する分科会におきましては、6月末頃に出てまいります自己評価等に基づきまして、ヒアリングを行ったり、実質的な評価といったものを行っていただきまして、更に10月ないし11月ごろにこの評価委員会分科会から報告を受けて、実際の勧告等々の審議を行っていただくということになるかと思います。

また、この間10月に新独法が発足をいたします。

それで、一番下の方に4つ並んでいる箱でございますけれども、これは来年、また今と同じ時期が巡ってまいりますと、公文書館と駐留軍に関して行っている分科会をこの4つ

の独法について、同じように行うというサイクルが巡ってくるということになってまいります。

以上でございます。

**大森委員長** 何か御質問ございますでしょうか。2つ増えるということですね。こういうスケジュールですので、よろしく願いいたします。

**中島業務企画課長** 1点よろしいですか。

**大森委員長** どうぞ。

**中島業務企画課長** 先ほどの東海先生の御質問の件でございますけれども、通則法の28条で、業務方法書は主務大臣の認可を受けることになっておりますので、認可を受けた日付で施行ということにさせていただきたいと思っております。

**大森委員長** では、今日の下承を持ってそちらに行くということですね。

**中島業務企画課長** 左様でございます。

**大森委員長** 皆さん方のお手元に、昨年の10月開催しました、第6回の委員会の議事録がございます。あらかじめ必要な修正を加えさせていただいておりますので、これで公開をさせていただければと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

**大森委員長** これで本日のすべての議題は終わるのですが、何か御意見・御質問等ございますでしょうか。

それでは、この委員会はこれで閉じさせていただきます。ありがとうございました。